

子ども文教委員会  
令和7年12月2日

## 墨田区乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）概要

### 1 制定理由

児童福祉法の一部改正(令和6年6月12日公布、令和7年4月1日一部施行)により、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準について区の条例で定めることとされたことに伴い、当該基準を定める。

### 2 主な制定内容

#### 趣旨

児童福祉法の規定に基づき、乳児等通園支援事業（保育所等に通っていない満3歳未満の乳幼児を対象とし、月一定時間までの利用可能枠の中で、当該乳幼児の保護者の就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用することができる新たな通園制度をいう。以下同じ。）の設備及び運営の基準に関し必要な事項を定めるものとする。

#### 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準

乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準につき、条例に定めるもののほか、内閣府令に定めるところによるものとする。

#### 条例に定める乳児等通園支援事業の設備及び職員の基準

- ア 区における一般型乳児等通園支援事業所の設備の基準について定める。
- イ 区における余裕活用型乳児等通園支援事業所の設備及び職員の基準について定める。

### 3 施行期日

公布の日